

- ▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL: 075-414-5907
平日9時から17時【緊急事態措置期間中は土日祝も開設】
 - ▶ **協力金について**
 - ・ **協力金コールセンター(飲食店等向け)**
TEL: 075-365-7780
9時30分から17時30分(日曜日・祝日除く)
 - ・ **大規模施設等協力金コールセンター**
TEL: 075-252-1330
9時30分から17時30分(日曜日・祝日除く)
- ※ 詳細は、京都府ホームページに掲載

医療・療養体制の強化について

入院受入の拡充

現時点で50床余りの増床を確保

確保病床

511床

54増

(8月17日から運用)

565床

うち高度
重症病床

38床

6増

(8月17日から運用)

44床

25

宿泊療養の拡充

HOTEL

宿泊療養者
2棟826室

(9月1日から運用)

300室増

3棟 1,126室

自宅療養者

◆陽性者外来 29カ所

◆電話診療

◆訪問診療

◆自宅療養支援物資



26

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症に係る感染が拡大傾向にあることから、まん延防止等重点措置の適用が、令和3年8月2日（月）から同8月31日（火）までを期限として決定されました。

この間、夏休みに入り人の往来が増加しており、また感染力の強いデルタ株への置き換わりが進むなど、感染の更なる急拡大が懸念される状況です。

ついては、引き続き気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育活動を行うこととしますので、8月2日（月）以降、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き通学時の密を避ける対策を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6(2021.5.28一部修正)）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

なお、保健体育においては、原則児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動についても可能なものは避けることとするが、地域の感染状況等に応じて換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行い実施することも可能とする。

(2) 宿泊を伴う教育活動

宿泊を伴う教育活動については、実施時期が限定され、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合は実施を可とする。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外の地域では実施しないこと。

なお、実施する場合は、次の事項に十分留意して実施すること。（「宿泊を伴う教育活動の実施における制限緩和について」（令和2年9月28日付け高校教育課長、保健体育課長、特別支援教育課長事務連絡）一部変更。）

- ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。
 - イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。
 - ウ 出発の2週間前（本通知後に限る）から健康状況（体温・体調等）を、別添「健康チェックシート（例）」等に毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。その間に発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。
 - エ 活動期間中、毎日の検温と教員による健康観察の実施・記録を徹底すること。
 - オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。
 - カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。
- また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

(3) 部活動

ア 部活動における制限等

- (ア) 参加者 原則として自校を含め2校程度とするなど、可能な限り不特定多数の集合ではなく、管理できる人数とすること。
- (イ) 活動場所 原則として府内とするが、府外で活動する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動は行わないこととし、それ以外の地域で活動する場合は、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

なお、活動拠点が府内になく府外施設のみの場合は、当外施設を府内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。
- (ウ) 活動時間 部活動指導指針のとおり。
- (エ) 他府県交流 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域との交流は行わないこととし、それ以外の地域との交流については、交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (オ) 宿泊 原則として府内に限り可能とするが、府外で宿泊する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での宿泊は行わないこと。

また、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮すること。
- (カ) 大会参加 制限しない。

イ 留意事項等

- (ア) 別添「健康チェックシート（例）」等を活用する等、引き続き、日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (イ) 令和3年6月25日付け事務連絡「府立学校の部活動における感染防止対策について」で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (ウ) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。
- (エ) 大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。
- (オ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (カ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (キ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (ク) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。（マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底）
- (ケ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

(4) その他の活動について

- ア 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など）については、実施時期が限定され、移動時も含めて感染リスクが極めて低いと判断できる場合は実施を可とする。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外の地域では実施しないこと。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会など）や校内外での他校生との交流については、実施時期や方法等を再度検討した上で、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施すること。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外地域の他校生との交流は行わないこと。
- エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- オ 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を回避

することや、小グループでの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を限定することなどが考えられる。

3 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 休日及び夏季休業中においても、不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染症拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。
- オ 夏季休業中に補習や部活動、クラス活動等で登校する際や、校外での教育活動に参加する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日及び夏季休業中に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。特に、本年度入学生への連絡手段について、改めて確認しておくこと。

(3) オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

4 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

5 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

府の大規模接種会場等で実施している教職員に対するワクチン接種も含め、希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている往来の自粛について、教職員に徹底すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

6 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

・「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年7月14日付け3教保第721号教育長通知）

学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年7月13日付け3教保第719号教育長通知）

・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）

・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知）

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中

・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）

・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底

について」(令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知)

・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」(令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知)

・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」(令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知)

・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」(令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡)

・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知)

・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」(令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知)

・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」(令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知)

・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」(令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡)

担当	総務企画課 (本通知及びその他の事項)	075-414-5751
	教職員企画課 (教職員の服務及び健康管理)	075-414-5813
	学校教育課 (小中学校に関すること)	075-414-5831
	特別支援教育課 (特別支援学校に関すること)	075-414-5834
	高校教育課 (高等学校に関すること)	075-414-5846
	保健体育課 (児童生徒の健康管理、部活動に関すること)	075-414-5861
	社会教育課 (PTAに関すること)	075-414-5882

(例)

健康チェックシート

学年	
組	
番号	
氏名	

- ①毎日の健康観察が大切です。
- ②起床時・活動前に体温を測り、体調のチェックをしましょう。
- ③各項目に該当する場合は○をつけましょう。
- ④体調不良時の参加は絶対に避けましょう。

月日		/	/	/	/	/	/
曜日		月	火	水	木	金	土 日
体温／起床時		℃	℃	℃	℃	℃	℃
体 調	平熱を超える熱がある						
	咳がでる						
	のどの痛みがある						
	鼻水・鼻づまりがある						
	味覚異常がある						
	臭覚異常がある						
	吐き気・嘔吐がある						
	頭が痛い						
	体のだるさがある						
	その他（食欲等）						
体温／活動前		℃	℃	℃	℃	℃	℃

月日		/	/	/	/	/	/
曜日		月	火	水	木	金	土 日
体温／起床時		℃	℃	℃	℃	℃	℃
体 調	平熱を超える熱がある						
	咳がでる						
	のどの痛みがある						
	鼻水・鼻づまりがある						
	味覚異常がある						
	臭覚異常がある						
	吐き気・嘔吐がある						
	頭が痛い						
	体のだるさがある						
	その他（食欲等）						
体温／活動前		℃	℃	℃	℃	℃	℃

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著であり、京都府においても京都市域を中心に感染が急拡大している状況にあります。

この間、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進む中、感染経路が不明な事例が増えるとともに、若年層への感染も拡大しており、7月下旬以降、児童生徒の感染がこれまでにないペースで報告されています。

こうした状況を踏まえ、今後、学校行事の多い時期を控えていることから、改めて、感染防止対策を強化・徹底した上で、学校教育活動を行っていく必要があります。

ついては、8月12日（木）以降、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き通学時の密を避ける対策を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科・科目等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6(2021.5.28一部修正)）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、行わないこと。

ただし、いずれも活動が短時間で参加する生徒が少人数である、一定の距離の確保ができる、状況に応じて適切にマスクの着用ができるなど、飛沫等による感染の可能性が極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、地域の感染状況に応じて実施することも可能とする。

(2) 宿泊を伴う教育活動

ア 8月12日（木）から17日（火）の期間は、宿泊を伴う教育活動を可能な限り中止又は中断すること。

ただし、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、急な中止や中断が困難な場合は、感染防止対策を徹底し

た上で、本人及び保護者の了解のもと実施することも可能とする。

イ 8月18日（水）以降は、授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。したがって、研修旅行（修学旅行）においても実施しないこと。

(3) 部活動

ア 部活動における制限等

下表のとおり、部活動に係る制限を段階的に実施する。

	8月11日（水）まで（※1）	8月12日（木）～	8月18日（水）～
参加者	原則自校生徒のみ	可能な限り自校生徒のみ（※1）	自校生徒のみ（※1）
活動場所	原則府内に限る。	可能な限り校内に限る。（※2）	校内に限る。（※2）
活動時間	京都府部活動指導指針を遵守して実施	可能な限り2時間以内（※3）	2時間以内（※3）
他府県交流	感染状況に応じて実施する。	可能な限り中止又は中断する。（※4）	実施しない。
宿泊	原則府内に限る。	可能な限り中止又は中断する。（※4）	実施しない。
大会参加	制限しない。		公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会のみ参加可能。（※5）

※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

※2 活動拠点が府内になく府外施設のみの場合は、当該施設を校内と見なす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 活動時間とは準備運動から整理運動までを指す。

※4 訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、急な中止や中断が困難な場合は、感染防止対策を徹底した上で、本人及び保護者の了解のもと実施することも可能とする。

※5 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等
②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

③公式な全国大会・近畿大会等に出場する部は、事故防止等の観点から、府外も含め、大会等に向けた練習試合、合宿等の活動を認める。ただし、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動・宿泊やその地域との交流は行わないこと。なお、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

イ 留意事項等

- (ア) 令和3年7月30日付け3総第456号通知で示した「健康チェックシート(例)」等を活用する等、引き続き、日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (イ) 令和3年6月25日付け事務連絡「府立学校の部活動における感染防止対策について」で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト(参考)」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト(参考)」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (ウ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (エ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (オ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (カ) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (キ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

(4) その他の活動について

- ア 校外での教育活動(校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など)は実施しないこと。ただし、教科・科目等に係る活動で、参加生徒が少人数である、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、地域の感染状況に応じて実施することも可能とする。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会など)については、実施時期や方法等を再度検討した上で、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施すること。
ただし、学校説明会における部活動体験など、自校生徒と他校の児童生徒との交流を伴う活動は実施しないこと(部活動見学は実施可)。
- エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- オ 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面のある活動を回避することや、小グループでの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を限定することなどが考えられる。

3 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。
- オ 休業日に補習や部活動、クラス活動等で登校する際や、校外での教育活動に参加する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。特に、本年度入学生への連絡手段について、改めて確認しておくこと。

(3) オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

4 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをのさないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

5 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、

引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている往来の自粛について、教職員に徹底すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、学校業務休止日や週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

6 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月6日付け3教保第771号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年7月14日付け3教保第721号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）

- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に關すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に關すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に關すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に關すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに關すること）	075-414-5882

各府立学校長 様

京都府教育庁学校危機管理監

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について

京都府において新型コロナウイルス感染症に係る感染が急激に拡大しており、府立学校生徒の感染者数も急増している状況があります。

ついては、各学校や地域の感染状況等に応じて、8月20日（金）から8月29日（日）までの期間、令和3年8月11日付け3教総第473号「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」で通知した内容を可能な限り下記のように変更するなど、対応について検討してください。

なお、8月30日（月）以降については、8月11日付け通知による対応としますが、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途連絡します。

記

1 府立高等学校及び府立高等学校附属中学校の対応例

学校のすべての教育活動（各教科・科目等における活動、特別活動、部活動、学校説明会、PTA活動等）を停止し、生徒を登校させない。2学期の始業日（2学期制の学校は授業開始日）がこの期間に含まれる学校は、始業日を8月30日（月）に変更する。ただし、次の活動及び指導は、感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

- (1) 就職選考や追認考査等に係りこの期間に行うことがやむを得ないと判断できる個別指導
- (2) 緊急を要する指導
- (3) 部活動について
 - ア 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会等への参加
 - イ 上記大会初日の4週間前からの活動
 - ウ 上記大会に参加する生徒の校内での2時間以内の活動

2 府立特別支援学校の対応

2学期の学校始業にあたっては、感染防止対策を強化・徹底する。

なお、学校や児童生徒等の状況、地域の感染状況等を踏まえ、可能な範囲で午前中授業にする、始業時期を変更するなどの対応も検討する。

また、校外での教育活動及び学校外の者が参加して行われる校内での活動については、可能な限り実施しない。

おって、上記1「府立高等学校及び府立高等学校附属中学校の対応例」のただし書きについては、特別支援学校についても同様の取扱いとする。

3 その他

- (1) 上記期間内に予定されている教育活動のうち、関係者への連絡・周知ができない等により、急な延期や中止が困難な活動がある場合は、関係課に相談する。
- (2) 始業日を8月30日（月）に変更する学校においては、授業日の回復を求めない。必要な手続きについては別途連絡する。
- (3) 8月11日付け通知の内容について、次の事項の検討・準備を進めること。

ア 通学について

(8.11通知)

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き通学時の密を避ける対策を行うこと。

※ 各学校の状況に応じて、通学時の密を避ける具体的な対策を検討する。

(例)・授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。

・学年制の時差登校等の工夫を行う。

イ オンラインの活用について

(8.11通知)

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

※ 濃厚接触等による自宅待機生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるよう、具体的な準備を進める。また、緊急時の家庭への連絡体制を再度確認する。

担 当	電 話 番 号
高 校 教 育 課	075-414-5846
保 健 体 育 課	075-414-5861
特別支援教育課	075-414-5834

令和3年度 第2学期始業式日程

令和3年6月25日
総務企画課

<小学校>

教育局	教委数	教委名	学校数 (合計)	学期制		8月			9月	備考
				2	3	26日	27日	30日	1日	
乙訓	3	向日市	6		6	6				
		長岡京市	10		10	10				
		大山崎町	2		2	2				
山城	10	宇治市	22		22		22			
		城陽市	10		10		10			
		八幡市	8		8		8			
		京田辺市	9		9		9			
		木津川市	13		13		13			
		久御山町	3		3		3			
		井手町	2		2		2			
		宇治田原町	2		2		2			
		精華町	5		5		5			
		相楽東部	3		3		3			
南丹	3	亀岡市	17		17			17		(亀岡川東学園を除く)
		南丹市	7		7			7		
		京丹波町	5		5			5		
中丹	3	綾部市	10		10		8	2		
		福知山市	14		14				14	
		舞鶴市	18		18	18				
丹後	4	宮津市	6		6			6		
		京丹後市	17		17		17			
		伊根町	2		2				2	
		与謝野町	6		6			6		
合計	23		197	0	197	36	102	43	16	

<中学校>

教育局	教委数	教委名	学校数 (合計)	学期制		8月				9月	備考
				2	3	25日	26日	27日	30日	1日	
乙訓	3	向日市	3		3		3				
		長岡京市	4		4		4				
		大山崎町	1		1		1				
山城	10	宇治市	10		10			10			
		城陽市	5		5			5			
		八幡市	4		4			4			
		京田辺市	3		3			3			
		木津川市	5		5			5			
		久御山町	1		1			1			
		井手町	1		1			1			
		宇治田原町	1		1			1			
		精華町	3		3			3			
		相楽東部	2		2			2			
南丹	3	亀岡市	7		7				7		
		南丹市	5		5				5		
		京丹波町	3		3				3		
中丹	3	綾部市	6		6				6		
		福知山市	9		9					9	
		舞鶴市	7		7		7				
丹後	5	宮津市	2		2				2		
		京丹後市	6		6			6			
		伊根町	1		1					1	
		与謝野町	2		2				2		
		与宮組合	1		1				1		
		洛北高校附属中学校	1	1		1				授業開始日	
		園部高校附属中学校	1		1				1		
		福知山高校附属中学校	1		1				1		
		南陽高校附属中学校	1		1	1					
合計	24		96	1	95	2	15	41	27	11	

<義務教育学校>

教育局	教委数	教委名	学校数 (合計)	学期制		8月				備考
				2	3	30日				
南丹	1	亀岡市	1		1	1				亀岡川東学園
合計	1		1	0	1	1				

<高等学校：全日制（）書きは学舎・分校>

学校名	学期制		8月					9月	備考
	2	3	24日	25日	27日	30日	31日	1日	
山城									
鴨沂									
洛北									授業開始日
北稜									
朱雀									
洛東									
鳥羽									
嵯峨野									
北嵯峨									
北桑田									
桂									
洛西									
桃山									
東稜									
洛水									
京都すばる									
向陽									
乙訓									
西乙訓									
東宇治									
寛道									
城南菱創									
城陽									
西城陽									
京都八幡									
京都八幡(南)									
久御山									
田辺									
木津									
南陽									
亀岡									
南丹									
園部									
墨芸									
須知									
綾部									
綾部(東)									
福知山									
工業									
大江									
東舞鶴									
西舞鶴									
宮津									
海洋									
加悦谷									
峰山									
峰山(弥栄)									
網野									
久美浜									
宮津天橋(宮津学舎)									
宮津天橋(加悦谷学舎)									
丹波島尾(網野学舎)									
丹波島尾(久美浜学舎)									
計	1	52	1	12	7	21	21	10	本校：46 学舎：4
学校数計	※53								分校：3

<高等学校：定時制（）書きは分校>

学校名	学期制		8月		9月		備考
	2	3	25日	27日	1日	2日	
清明							授業開始日
朱雀							
鳥羽							
北桑田(美山)							
桃山							
綾部(東)							
福知山(三和)							
東舞鶴(浮島)							
宮津(伊根)							
網野(間人)							
清新							
計	1	10	1	1	8	1	本校：5
学校数計	※11						分校：6

<高等学校：通信制>

学校名	学期制		8月		備考
	2	3	22日		
朱雀					実施せず
西舞鶴					
計	0	2	1		本校：2
学校数計	2				分校：0

<特別支援学校：幼稚部（）書きは分校>

学校名	学期制		8月		備考
	2	3	25日		
盲					
聾					
盲・聾(舞鶴)					
向日が丘支援					
宇治支援					
城陽支援					
八幡支援					
南山城支援					
丹波支援					
丹波支援(亀岡)					
中丹支援					
舞鶴支援					
舞鶴支援(行永)					
与謝の海支援					
計	0	3	3		本校：2
学校数計	※3				分校：1

<特別支援学校：小学部（）書きは分校>

学校名	学期制		8月				備考
	2	3	25日	26日	27日	30日	
盲							
聾							
盲・聾(舞鶴)							
向日が丘支援							
宇治支援							
城陽支援							
八幡支援							
南山城支援							
丹波支援							
丹波支援(亀岡)							
中丹支援							
舞鶴支援							
舞鶴支援(行永)							
与謝の海支援							
計	0	14	6	4	1	3	本校：11
学校数計	※14						分校：3

<特別支援学校：中学部（）書きは分校>

学校名	学期制		8月				備考
	2	3	25日	26日	27日	30日	
盲							
聾							
盲・聾(舞鶴)							
向日が丘支援							
宇治支援							
城陽支援							
八幡支援							
南山城支援							
丹波支援							
丹波支援(亀岡)							
中丹支援							
舞鶴支援							
舞鶴支援(行永)							
与謝の海支援							
計	0	13	5	4	1	3	本校：11
学校数計	※13						分校：2

<特別支援学校：高等部（）書きは分校>

学校名	学期制		8月				備考
	2	3	25日	26日	27日	30日	
盲							
聾							
盲・聾(舞鶴)							
向日が丘支援							
宇治支援							
城陽支援							
八幡支援							
南山城支援							
丹波支援							
丹波支援(亀岡)							
中丹支援							
舞鶴支援							
舞鶴支援(行永)							
与謝の海支援							
計	0	11	5	3	1	2	本校：11
学校数計	※11						分校：0

※学校数計には分校等を含む。

問い合わせ先

総務企画課企画広報係
電話：075-414-5710